

PJ セーフガーディングガイドライン(統一版)

一般財団法人ピックルボール日本連盟

Pickleball Japan Federation (PJ)

第1条(目的)

本ガイドラインは、Pickleball Japan(PJ)の活動に関わるすべての関係者が、安全かつ安心して競技に取り組める環境を確保することを目的とする。

特にジュニア選手および未成年の安全、尊厳および心身の健全な成長を最優先とし、いじめ、ハラスメント、虐待、不適切行動を予防し、適切に対応するための基本方針および行動基準を定める。

第2条(定義)

本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりとする。

- ・未成年: 18歳未満の者
- ・ジュニア選手: 主に19歳以下でPJの活動に関与する選手
- ・関係者: 理事、指導者、引率者、審判、スタッフ、ボランティア、保護者等
- ・不適切行動: いじめ、ハラスメント、虐待、差別、不適切な関わり・言動等

なお、PJのジュニア選手については19歳以下を対象とする場合があり、その場合も本ガイドラインの趣旨を尊重する。

第3条(基本方針)

PJは、以下を基本方針とする。

- ・未成年の安全および福祉を最優先とする
- ・虐待・ハラスメント・不適切行動に対してゼロトレランスとする
- ・すべての関係者は尊厳および公平性をもって行動する
- ・安心して意見を表明できる環境を整備する
- ・問題発生時には迅速かつ適切に対応する

第4条(禁止事項)

PJの活動において、以下の行為を禁止する。

- ・暴力、体罰、威圧的指導
- ・暴言、人格否定、侮辱

- ・いじめ、仲間外れ、からかい
- ・セクシャルハラスメント、パワーハラスメント
- ・差別的言動
- ・不必要または不適切な身体接触
- ・密室または第三者の目が届かない状況での不適切な関わり
- ・保護者を介さない未成年との不適切な個別連絡
- ・未成年の写真・動画・個人情報の不適切な取得、共有または投稿
- ・未成年に対する飲酒、喫煙、違法行為の助長または関与

第5条（行動原則）

関係者は、以下を遵守するものとする。

- ・未成年の安全を最優先とする
- ・原則として密室での一対一接触を避ける
- ・連絡は保護者を含めた透明性のある方法で行う
- ・撮影および共有は保護者の同意を前提とする
- ・単独での送迎や個別対応は慎重に行う
- ・問題を把握した場合は速やかに報告する

第6条（保護者との連携）

PJは保護者との連携を重視し、以下を推奨する。

- ・選手の体調および心理状態の共有
- ・遠征および活動情報の事前確認
- ・SNS利用に関する家庭内での管理
- ・トラブル発生時の速やかな相談

第7条（SNSおよび情報管理）

未成年に関する情報は、特に慎重に取り扱うものとする。

- ・本人および保護者の同意なく投稿しない
- ・誤解を招く内容（飲酒、危険行為等）を投稿しない
- ・個人情報（学校、住所、行動範囲等）を公開しない
- ・問題発生時は速やかに削除し、報告する

第8条(遠征および宿泊)

未成年を含む活動においては、安全確保を最優先とする。

- ・保護者の事前同意を取得する
- ・引率責任者を明確にする
- ・安全な宿泊および移動体制を確保する
- ・未成年と指導者の同室宿泊は禁止とする
- ・危険行為(飲酒、喫煙等)を禁止する

第9条(報告および対応)

関係者は問題を認識した場合、以下に報告するものとする。

- ・セーフガーディング責任者
- ・または代表理事

PJは以下の対応を行う。

- ・初期確認
- ・必要に応じたヒアリング
- ・安全確保措置
- ・教育的指導
- ・再発防止策

第10条(守秘義務)

報告および対応に関する情報は、必要最小限の範囲で管理し、関係者のプライバシーを保護するものとする。

第11条(見直し)

本ガイドラインは、社会環境および競技状況に応じて継続的に見直すものとする。

第12条(確認書および遵守)

本ガイドラインの実効性を確保するため、PJは、理事、指導者、引率者、スタッフその他未成年(18歳未満)と関わる立場にある関係者に対し、別途定める「セーフガーディング確認書」への署名を求めるものとする。

また、ジュニア選手(主に19歳以下)と関わる関係者についても、本ガイドラインの趣旨に基づき同様の対応を行うものとする。

当該確認書は、本ガイドラインの内容を理解し遵守することを誓約するものであり、署名者はその責任を負うものとする。

PJは、署名済み確認書を適切に管理し、必要に応じて本ガイドラインに基づく対応を行うものとする。

本ガイドラインと確認書は、一体として運用されるものとする。

PJセーフガーディング確認書（統一版）

セーフガーディング確認書

（未成年およびジュニア選手との関わりに関する誓約）

第1条（署名者情報）

氏名

役職

役割区分（該当に○）

理事 / 評議員 / 監事 / コーチ / ボランティア / スタッフ

日付

第2条（ポリシーの適用）

PJは、未成年（18歳未満）およびジュニア選手（主に19歳以下）が安全かつ安心して活動できる環境の確保に取り組むものとする。

本確認書に定める原則および行動基準は、PJの活動に関わる関係者（特に大人の立場にある者）に適用されるものとする。

第3条（基本原則）

- ・未成年およびジュニア選手の安全および福祉を最優先とする
- ・虐待、ハラスメントおよび不適切行動に対してゼロトレランスとする
- ・尊厳、敬意および公平性をもって関わる

第4条（義務事項）

私は、以下を遵守します。

- ・密室での一対一接触を原則として行いません
- ・連絡は保護者を含めた透明性のある方法で行います
- ・撮影および共有は保護者の同意を前提として行います
- ・単独での送迎や個別対応は慎重に行います
- ・安全に関する懸念を認識した場合は速やかに報告します

第5条(禁止事項)

私は、以下の行為を行いません。

- ・身体的、精神的、性的虐待またはハラスメント
- ・グルーミング行為
- ・未成年への飲酒、喫煙、違法行為への関与または助長
- ・不適切な画像または情報の取得、共有または保持
- ・差別的または屈辱的な取り扱い

第6条(報告義務)

未成年およびジュニア選手に関する安全上の懸念を認識した場合は、速やかに以下へ報告します。

- ・セーフガーディング責任者
- ・または代表理事

緊急時: 110(警察)／119(救急)／189(児童相談所)

第7条(違反時の対応)

本誓約に違反した場合、PJは事案の内容および影響の程度に応じて、以下の措置を講じるものとする。

- ・注意または教育的指導
- ・活動の制限または停止
- ・役割からの除名
- ・必要に応じて関係機関への通報

第8条(ガイドラインとの関係)

当該確認書は、本ガイドラインの内容を理解し遵守することを誓約するものであり、署名者はその責任を負うものとする。

PJは、署名済み確認書を適切に管理し、必要に応じて本ガイドラインに基づく対応を行うものとする。

本ガイドラインと本確認書は、一体として運用されるものとする。

第9条(確認)

以下に署名することで、私は次の事項を確認します。

- ・本ポリシーおよびガイドラインを理解しました
- ・これらを遵守することに同意します
- ・違反時の対応について理解しました
- ・安全に関する懸念を遅滞なく報告します

署名

日付

氏名(楷書)

役職